

1. 当社が平成25年9月30日付で認可を受けた旅行業約款の「募集型企画旅行契約の部」の別表第一をつぎのとおりに変更する（下線部が変更及び追加箇所）。

別表第一 取消料（第十六条第一項関係）	
一 国内旅行に係る取消料	
区分	取消料
(一) 次項及び第三項以外の募集型企画旅行契約	
(略)	(略)
(二) 航空会社が設定する航空券（募集型企画旅行のために旅行の目的地における宿泊費その他 の費用を合算した旅行代金の額のみを表示することができ、運賃・料金を単独では表示する ことができない航空券（1名から利用できる「個人包括旅行運賃」に限る。））を利用する 募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会 社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料そ の他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいま す。）の条件（以下「航空券取消条件」といい、当該航空会社のウェブサイト等でご確認い ただけます。）及び金額を明示したもの	
イ 旅行契約締結後に解除する場合（口からへに掲げる場合を除く。）	旅行契約を解除した時点に おいて航空券取消条件を適 用した場合の航空券取消料 等の額（以下「旅行契約解 除時の航空券取消料等」と いいます。）以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる 日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%又は旅行契 約解除時の航空券取消料等 とのいずれか大きい額以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日 以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%又は旅行契 約解除時の航空券取消料等 とのいずれか大きい額以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%又は旅行契 約解除時の航空券取消料等 とのいずれか大きい額以内
ホ 旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%又は旅行契 約解除時の航空券取消料等 とのいずれか大きい額以内
ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(三) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	(略)
備考 (一) (略) (二) (略) (三) 第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき 航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料 として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の 航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。	

2. 上記1. 以外は当社が平成25年9月30日付で認可を受けた標準旅行業約款と同一の内容である。

以上